

第4回事業継続応援給付金にかかるQ&A

【事業者】

Q1. 対象となるのはどのような事業者か

A1. 市内の大企業を除く法人と個人事業者。法人は営利法人のみ（株式会社、特例有限会社、合名会社、合同会社、合資会社）を対象とし、公益法人（財団、社団）、中間法人（組合）、特定非営利活動法人（NPO法人）などは含みません。

法人	公法人	一般公共団体		↑ 非 該 当 ↓ ↑ 該 当 ↓	
		特殊法人			
	私法人	公益法人	財団法人		↓ ↑ 該 当 ↓
			社団法人		
		中間法人	労働組合		
			協同組合		
		特定非営利活動法人	NPO法人		
		営利法人	株式会社		
			合名会社		
			合同会社		
合資会社 (特例有限会社)					

Q2. 中小企業者はどのように定義しているのか

A2. 中小企業者の定義は以下のとおりです。

中小企業者の定義（中小企業庁）

業種分類	資本金 出資金総額	常時使用の 従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

Q 3. 大企業を対象外としているのはなぜか？

A 3. 大企業については、市町村の助成金の金額レベル（10万円）では資金面の対応として効果が低く、国や県で対応すべきとの考えから、市の経済対策では一貫して対象から外しております。

【対象・申請】

Q 4. 対象は？

A 4. 全業種を対象にしております。

Q 5. 国の「事業復活支援金」との重複申請はできるか

A 5. 当該給付金の要件を満たす場合は、重複申請が可能です。

Q 6. 複数の店舗、事業所や部門がある場合、切り分けて申請できるか

A 6. 申請は、法人又は個人事業者単位としているため、店舗（業種が違うものを含む）、事業所や部門などが個々に申請することはできません。

Q 7. 法人で市内に本社があるが、事業所（店舗）は市外にある場合は対象か

A 7. 本社が市内にある場合、対象となります。

Q 8. 法人で市外に本社があるが、事業所（店舗）は市内にある場合は対象か

A 8. 対象となりますが、市内に事業所（店舗）が複数あっても1社としての取扱となります。

Q 9. 個人事業者で市外に事業所（店舗）があるが、自宅が市内にある場合は対象か

A 9. 事業所（店舗）が市内にない場合対象とはなりません。ただし、自宅が客観的に事業所（事務所）として認められる場合は対象となります。

Q 10. 個人事業者で市内に事業所（店舗）があるが、自宅が市外の場合は対象か

A 10. 事業所（店舗等）が市内にある場合は対象となります。

Q 11. フランチャイズの場合は対象となるか

A 11. 本部とは別の法人・個人事業者が運営している場合は対象となります。

Q 12. 農事組合法人や農業者、漁業者は対象となるか

A 12. 確定申告をしていれば、いずれも対象となります。

Q 13. 個人事業者として市内で営農しているが、市外に住民登録をしている場合は対象となるか

A 13. 対象となりません。そのほか、市内に住民登録があっても市外で営農している場合は対象外となります。

Q 1 4. 個人で漁業、住所は市内、市外の港に船を所有、店舗は持っていない場合は対象となるか

A 1 4. 岩沼市民として確定申告をしている場合対象となります。店舗が他市町村にあり、自宅が事業所等として客観的に認められない場合は対象とはなりません。

Q 1 5. 主に移動販売車で営業している場合は対象となるか

A 1 5. 個人事業者で市内に住民登録があり、確定申告をしている場合は対象となります。

Q 1 6 : (創業特例) コロナ禍になってからの起業により、令和元年や令和2年の1月～令和3年4月の売上が無い事業者は対象になるのか？

A 1 6 : 令和3年1月までに創業することが通常の場合の条件ですが、令和3年2月以降に創業した事業者には創業特例として、創業後の任意のふた月を比較して20%以上減少したことを要件にできるようにしています。

Q 1 7 : 創業特例は、令和3年5月からでは？

A 1 7 : 令和3年5月から創業特例が利用できるようにすると、5月に創業した事業者は、その後の12カ月（令和3年5月～令和4年4月）の中から任意の2カ月を選べるのに対し、令和3年4月に創業した事業者は、4月でしか比較できず、しかも4月下旬に創業した場合、創業直後ということもあり、ほとんど売上が無いことも考えられ、5月に創業した事業者との公平性を欠くことから、少し期間をとって、創業特例の開始は令和3年2月からとしております。

Q 1 8 : それでは、令和3年1月に創業した事業者の対象月は？

A 1 8 : 令和3年1月に創業した事業者については、創業特例が利用できません（令和3年2月からのため）ので、令和4年1月～4月の任意のひと月と、令和3年1月～4月の同月で比較します。

令和4年1月からの感染第6波により売上が落ちた事業者を救うことを今回の応援給付金の目的にしておりますので、それに合わせた制度設計としております。

Q 1 9. 申請書の申請者情報と請求書の事業者名や代表者名等が異なってもよいか

A 1 9. 必ず同一としてください。

Q 2 0. 銀行口座の種別が当座で、通帳が無い場合はどのようにすればよいか

A 2 0. 口座番号など振込み先がわかるものをコピーして提出してください。

Q 2 1. 個人事業者の確認書類として、写真付きの身分証明書が無い場合はどのようにすればよいか

A 2 1. 通帳のコピーを提出している場合は、次の中からいずれか1つを選び、通帳のコピーを提出していない場合は2つ選び、そのコピーを提出してください。
[住民票・保険証・学生証・年金手帳・キャッシュカード・診察券]

Q 2 2. 代理申請は可能か

A 2 2. 申請は、法人(代表者)、個人事業者ともに、本人名義による申請となります。ただし、身近な方や日頃手続きのご相談をされている方などに、申請の支援をして頂くことは問題ありません。

Q 2 3. 申請方法はどのようにすればよいか

A 2 3. 感染拡大を防止する観点から、郵送での申請にご協力をお願いします。申請書等は市役所ホームページからダウンロードしてください。ダウンロードができない場合は、市役所6階新型コロナウイルス対策室に備え付けの申請書をご利用ください。

※郵便料金の不足により書類が受け取れない場合がありますので、提出前に重さや大きさを必ずご確認ください。

Q 2 4. 複数回、申請できるか

A 2 4. 今回の申請期間内、1回限りの申請とし、1回の支給となります。

【確定申告書】

Q 2 5. 確定申告・市民税申告をしていないと対象にはならないのか？

A 2 5. はい。令和元年～3年は確定申告等をしていただくことが条件です。持続化給付金で問題になった虚偽申請による不正受給を防ぐため、令和元年～3年の比較対象月の売上根拠資料には確定申告書や県民税・市民税の申告書に記載した金額を用います。

Q 2 6. 令和3年中に開業したが、収入が低いため確定申告をしていない

A 2 6. 令和3年中に開業していれば、課税対象とはならなくても、市役所で市民税申告をし、控えのコピーを提出してください。

Q 2 7. 売上額とはなにか

A 2 7. 確定申告書において「事業収入(営業等または農業)」として計上するものです。収入の総額から経費等を差し引いた「所得」ではありません。また、不動産収入や給与収入、雑所得は含みません。

Q 2 8. 事業収入が、「営業等」と「農業」の両方がある場合はどのようにすればよいか

A 2 8. どちらか好きな方をお選びください。合算すると比較が難しいので、片方だけで比較させていただきます。

Q 2 9. 副業している場合は対象となるか

A 2 9. 確定申告において事業収入がある場合は、副業をしている場合も対象になります。給付額については、事業収入だけの算出となります。

Q 3 0. 確定申告書類のコピーに收受印がない場合や e-Tax の場合はどのようにすればよいか

A 3 0. 確定申告書類のコピーは、必ず税務署か税理士の收受印が押印されているものを提出してください。收受印がない場合は、岩沼市の税務課で発行したものを提出してください。e-Tax の場合は、「受信通知」の提出が必要です。

Q 3 1. 郵送で確定申告し、手元に税務署の收受印がある申告書の控えがない場合

A 3 1. 税務署に提出した申告書の写しは、市役所の税務課で発行できますので（手数料300円）、そちらを添付してください。

Q 3 2. 会社とは業務委託契約等を結んでいるが、給与という形で報酬が支払われている場合は対象となるか

A 3 2. 確定申告の際の収入が事業収入となっており、委託契約等の確認ができる場合は対象となりますが、給与収入となっている場合は対象とはなりません。

【売上額】

Q 3 3. 売上額の要件

A 3 3. 令和3年の11月～令和4年4月のいずれか1カ月の売上額が、令和元年、令和2年、令和3年の同月比で20%以上減少した事業者には最大10万円を給付します。

Q 3 4 : 令和3年11月～令和4年4月で比較する理由は？

A 3 4 : 令和2年度の1回目の応援給付金では、令和2年1月～7月の売上額、2回目は、令和2年8月～令和3年4月の売上額、3回目は、令和3年5月～10月の売上額を対象にしましたので、今回の応援給付金については、それに続く令和3年11月～令和4年4月の売上額を対象としています。

Q 3 5 : 対象月と比較するのが、令和元年、2年、3年の同月である理由は？

A 3 5 : 前年同月という条件では、新型コロナの期間内での比較となり、売上が減少しているのに対象外となる事業者も出てきて、公平性に欠くこともあると想定されることから、新型コロナの影響のない、令和元年まで対象に入れてお

ります。

Q 3 6 : 同月比 2 0 %とした理由は？

A 3 6 : 前回の第 3 回応援給付金が 2 0 %であること、また、令和 4 年 2 月 9 日、1 0 日に実施した事業者への電話調査により、売上が減少した事業者の平均減少率が 2 2 %であり、その後の景況感についても、売上が「下がったまま変わらない」または「さらに下がる」と答えた事業者が 9 割を超えていたため、2 0 %としました。

Q 3 7 . 月別の売上額が無い場合はどうするか

A 3 7 . 確定申告の事業収入額を操業期間（1 年の場合 1 2）で割った平均の売上額（月額）を用います。

Q 3 8 . 季節性のある売上額の比較はどのようにするか（季節性のある売上特例）

A 3 8 . 平時から売上のない月があるコメ農家や建設業などの事業者には、売上特例が適用されます。令和 3 年分で比較する場合は、令和 3 年の年間平均月額が、令和元年または令和 2 年の年間平均月額と比較して 2 0 %減少した場合に対象となります。また、令和 4 年分で比較する場合は、令和 4 年の 1 月から 4 月までの平均月額が、令和元年、2 年または 3 年の 1 月から 4 月までの平均月額と比較して 2 0 %以上減少した場合に対象となります。

令和 3 年（24 万円）÷12 月=20,000 円

0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	24 万円	0 円	0 円	0 円
1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月

令和 2 年（20 万円+100 万円）÷12 月=100,000 円

0 円	0 円	0 円	0 円	20 万円	0 円	0 円	0 円	100 万円	0 円	0 円	0 円
1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月

Q 3 9 . 売上額は手書きでもよいか

A 3 9 . 手書きのもの（帳簿等のコピーなど）でも構いません。ただし、全ての月の帳簿等に「会社名または屋号と代表者名」を記載してください。

【認証店加算について】

Q 4 0 . 認証店加算を入れた理由は？

A 4 0 . 県の認証制度については、飲食店が感染対策に積極的に取り組むことにつながっており、市としても認定を受けることを推奨したいと考えております。県が認証店おうえん食事券の利用を控えるよう利用者に呼びかけるなどメリットが少ない状況であるため、市としては、認証店の方々の認証継続を支

援し、飲食店が新たに認証制度へ申請する呼び水となるよう認証店加算を追加しました。

Q 4 1. 1事業者につき、5万円が加算されるのか。

A 4 1. 1事業者ではなく、1店舗あたり一律5万円を支給します。1つの事業者が認証店を2店舗経営している場合は、10万円が加算されます。

Q 4 2. 応援給付金を申請した後に、認証店加算のみを申請することはできるか。

A 4 2. できません。必ず、応援給付金と同時に申請を行ってください。

Q 4 3. これから県の認証制度へ申請する予定になっている。県に認証されるまで、市応援給付金に申請はできないのか。

A 4 3. 市へ申請することはできます。ただし、県の認証制度に申請していることが分かるよう「申請日が記入されたみやぎ飲食店コロナ対策認証制度申請書のコピー(1ページ目のみ)」を提出してください。この場合、認証店となった後に、県から送付される認証番号などが記載された通知のコピーを提出する必要があります。

Q 4 4. 県から送付された認証番号などが書いてある通知を処分してしまった。認証店加算は受けられないか。

A 4 4. 下記の書類を提出すれば、認証店加算を受けることができます。ただし、いずれも店舗名などが一緒に写るように撮影・印刷をしてください。

- ・ 認証ステッカーを店舗に掲示していることが分かる写真
- ・ 認証マークをホームページやSNSで使用していることが分かる写真

【支給について】

Q 4 5. 支給額が10万円未満の場合はどのように支給されるか。

A 4 5. 20%以上減少の比較した月の差が10万円未満の場合は、その額の1万円未満を切り捨てた額を支給します。

Q 4 6. 給付額を一律10万円としない理由は？

A 4 6. 新型コロナの影響の無い時期（令和元年など）において、月の売上額がそもそも少ない事業者においては、10万円をもらうことで、コロナの影響が無い月の売上よりも収入が多くなる場合があることから、公平性の観点から給付額を減額調整することとしております。

Q 4 7. いつ支給されるか。

A 4 7. 書類の不備等が無ければ、申請から3～4週間程度でご指定の口座に入金する予定です。給付が決定した方には交付決定通知を送付します。認証店加算

については、応援給付金とあわせて支給します。ただし、認証店となる前に応援給付金を申請した方は、県に認証されてから給付を行いますので、通常よりも入金までに時間を要します。

Q 4 8. 振込名義はなにか

A 4 8. 「イワヌマシオウエンキユウフ」です。

Q 4 9. 給付金の使い方に制限はあるか

A 4 9. 使途は限定されていないため、個々の状況に応じて運転資金や設備資金として広くお使いいただけます。

Q 5 0. 給付金は課税の対象となるか

A 5 1. この給付金は、極めて厳しい経営環境にある事業者を応援するため、使途に制約のない資金を給付するものです。これは、税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入されるものですが、損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税対象となりません。